

津島市指定給水装置工事事業者違反処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定を受けた指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に対して行う違反の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(違反の調査等)

第2条 市長は、指定事業者が水道法第25条の11第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、現地の確認、関係人からの事情の聴取その他の調査を職員に行わせるものとする。

2 前項の調査を行った職員は、違反調書（様式第1）を作成し、市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の調査により当該指定事業者が水道法第25条の11第1項各号のいずれかに該当すること（以下「違反」という。）を確認した場合において、当該違反が継続しているときは、直ちに、当該指定事業者に違反の是正を指示するものとする。この場合において、当該指定事業者は、違反の是正をしたときは、その内容を違反是正報告書（様式第2）により市長に報告しなければならない。

(指導)

第3条 市長は、指定事業者の違反を確認したときは、必要に応じ、文書注意又は文書警告により指導を行うものとする。

2 指導の軽重は、文書注意、文書警告の順序による。

(処分の基準)

第4条 市長は、指定事業者の違反が別表に掲げる処分事由に該当すると認めるときは、同表に定める種類の処分を行うものとする。

2 処分の軽重は、指定の効力の停止（その期間の長短）、指定の取消しの順序による。

(処分の加重及び軽減)

第5条 指定事業者が別表に掲げる処分事由に該当する行為を2以上行ったときは、当該指定事業者に対し、当該処分事由に応じ同表に定めるそれぞれの処分の種類のうち最も重い処分（処分の種類が1である場合にあっては、当該種類の処分）より重い処分を行うことができる。

2 前条及び前項の規定により処分を行う場合において、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、これらの規定により行うことができる処分より重い処分を行うことができる。

(1) その行った処分事由に該当する行為の態様が極めて悪質であるとき、又は違反の及ぼす社会的な影響が重大であるとき。

(2) 違反に対して市長の行った是正の指示、指導等に従わないとき。

(3) 処分事由に該当したことを理由として過去に市長の処分を受けたことがあるとき。

3 前条及び第1項の規定により処分を行う場合において、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定により行うことができる処分より軽い処分を行うことができる。

(1) 日頃の給水装置工事の事業に対する態度が極めて良好であるとき。

(2) その違反が発覚する前に自主的に申し出たとき。

(3) 違反の程度が軽微で過去に処分事由に該当したことがない等特別の事情があるとき。

(指定事業者処分等審査委員会)

第6条 市長は、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく聴聞調書及び報告書又は弁明書が提出されたときは、上下水道部指定事業者処分審査委員会（以下「委員会」という。）に処分の内容について意見を求めることができる。

2 委員会の設置その他必要な事項は、別に定める。

(処分の決定)

第7条 市長は、聴聞調書の内容及び報告書に記載された主宰者の意見のほか、委員会の審査の結果を参酌して処分を決定するものとする。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第8条 市長は、水道法第25条の4第1項の規定により選任された給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）に同法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1（第2条関係）

指定事業者違反調書

| 作成年月日 | | 所属 | 作成者氏名 |
|-------------|---------------------|----|-------|
| 指定事業者 | 区 分 | | |
| | 指定番号・指定年月日 | | |
| | 氏名又は名称及び代表者職氏名 | | |
| | 住 所 | | |
| | 事業所の名称 | | |
| | 技術者の氏名（資格者番号又は登録番号） | | |
| 行為の概要 | | | |
| 違反行為の発見 | 発見年月日 | | |
| | 発見者 | | |
| | 発見の経緯 | | |
| 違反事由の調査 | 調査年月日 | | |
| | 調査員 | | |
| | 調査の方法 | | |
| 調査により確認した事実 | | | |
| 処分等基準の該当 | | | |
| 違反の是正 | 是正の指示の要否 | | |
| | 指示の方法及び内容 | | |
| | 是正の報告の有無 | | |
| その他特記事項 | | | |

作成の留意事項

- 1 指定事業者の施行した給水装置工事に係る違反行為についての調査である場合は、当該給水装置工事の申込み及び完了に関する書類を添付すること。
- 2 記入する欄が不足する場合には、別紙に記載し、添付することができる。

様式第2（第2条関係）

指定事業者違反是正報告書

| | | | |
|---------|---------------------|--|--|
| 作成年月日 | | | |
| 指定事業者 | 区 分 | | |
| | 指定番号・指定年月日 | | |
| | 氏名又は名称及び代表者職氏名 | | |
| | 住 所 | | |
| | 事業所の名称 | | |
| | 技術者の氏名（資格者番号又は登録番号） | | |
| 是正の指示 | 指示書の年月日・文書番号 | | |
| | 指示書の受理年月日 | | |
| | 指示の内容 | | |
| 是正の状況 | 是正した年月日 | | |
| | 担当者の所属・職氏名 | | |
| | 問い合わせ先 | | |
| | 是正の内容 | | |
| その他特記事項 | | | |

作成の留意事項

記入する欄が不足する場合には、別紙に記載し、添付することができる。